

聖籠町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

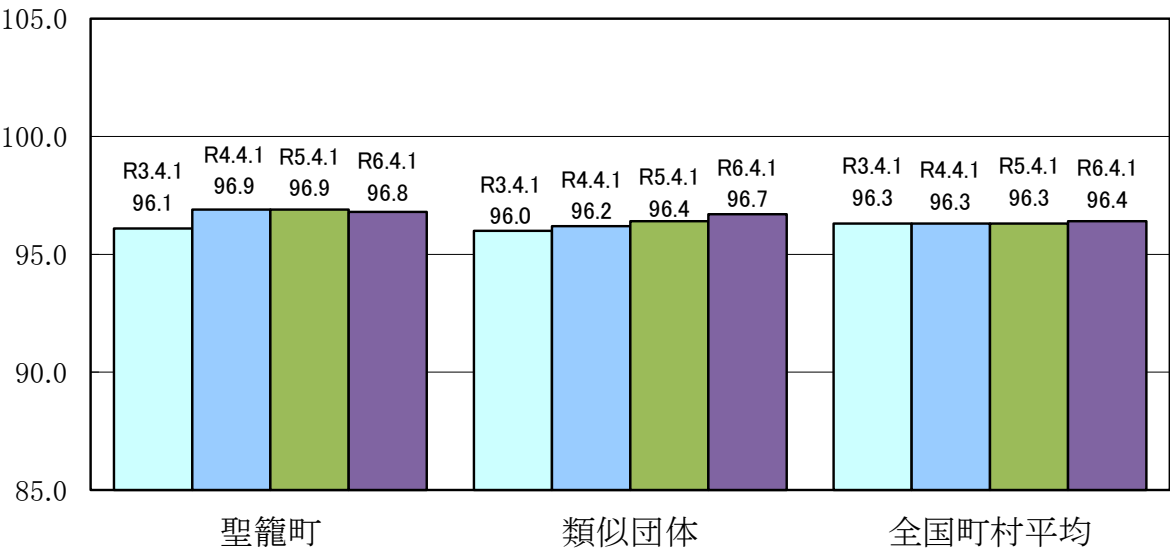
区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和 5年度	人 14,049	千円 8,542,616	千円 514,383	千円 1,552,314	% 18.2	% 17.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり	(参考)類似団体平均
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	一人当たり給与費
令和 5年度	人 158	千円 537,596	千円 72,562	千円 210,775	千円 820,933	千円 5,196	千円 6,009

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 ラスパイレス指数の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

人事委員会を設置していないため記載を省きます。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し [実施]

(給料表の改定実施時期)

平成27年4月1日

(内容)

一般行政職の給料表について、国に準じて改正。

激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し [非該当]

	各年度の支給割合											
	平成 26年度	平成27年度		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
		4月1 日時点	遡及 改定後									
国基準による 支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
聖籠町の支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
聖籠町	40.5 歳	298,457 円	345,629 円	315,654 円
新潟県	44.2 歳	332,538 円	412,564 円	364,814 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体	41.3 歳	306,155 円	355,084 円	328,809 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数(人)	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
聖籠町	49.8 歳	9人	299,789円	319,517円	311,622円		歳		
うち運転員	50.8 歳	6人	295,250円	328,290円	303,972円	乗用自動車運転者	61.4 歳	222,400円	1.48
うち用務員	47.9 歳	3人	308,867円	301,972円	326,922円	用務員	49.1 歳	244,800円	1.23
新潟県	55.8 歳	317人	322,579円	358,420円	341,011円		歳		
国	51.2 歳	1,829人	288,144円	—	330,553円		歳		
類似団体	52.1 歳	4人	291,863円	311,904円	300,816円		歳		

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
聖籠町	5,289,485 円	—	—
うち運転員	5,443,914 円	2,856,000 円	1.91
うち用務員	4,980,637 円	3,297,300 円	1.51

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(令和3年から令和5年までの3ヶ年平均)。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与等の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
聖籠町	38.5 歳	268,046 円	284,185 円
新潟県	42.5 歳	367,152 円	407,733 円
類似団体	40.7 歳	301,091 円	324,138 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		聖籠町	新潟県	国
一般行政職	大 学 卒	196,200 円	202,400 円	196,200 円
	高 校 卒	166,600 円	166,600 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	164,000 円	169,000 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額額の状況（令和6年4月1日現在）

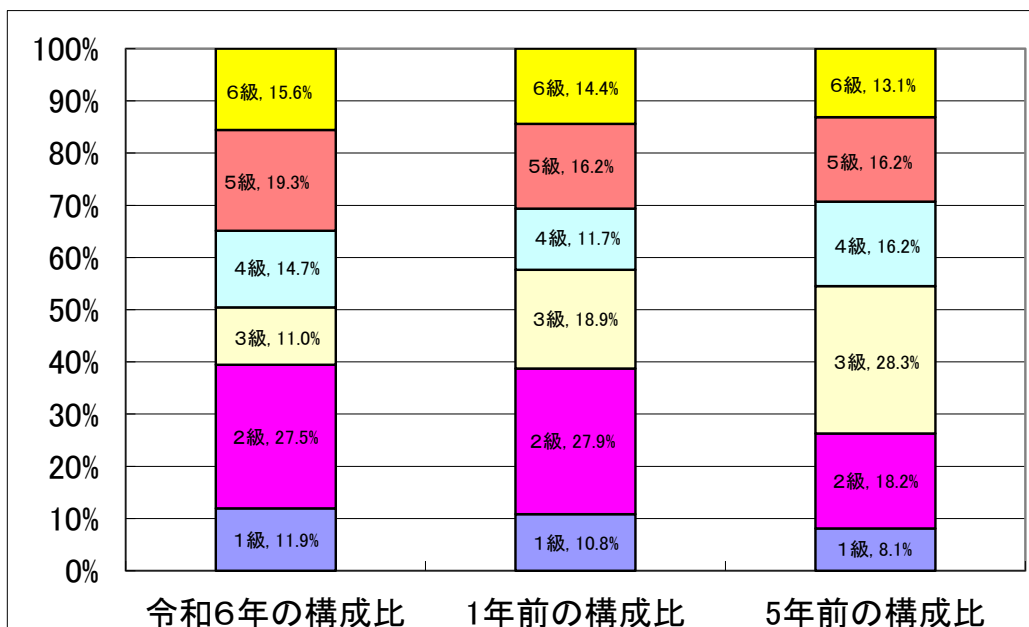
区 分		経験年数 10年以上15年未満	経験年数 20年以上25年未満	経験年数 25年以上30年未満	経験年数 30年以上35年未満
一般行政職	大 学 卒	265,000 円	346,300 円	382,400 円	403,500 円
	高 校 卒	- 円	328,900 円	- 円	381,500 円
技能労務職	高 校 卒	- 円	275,300 円	315,500 円	312,600 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

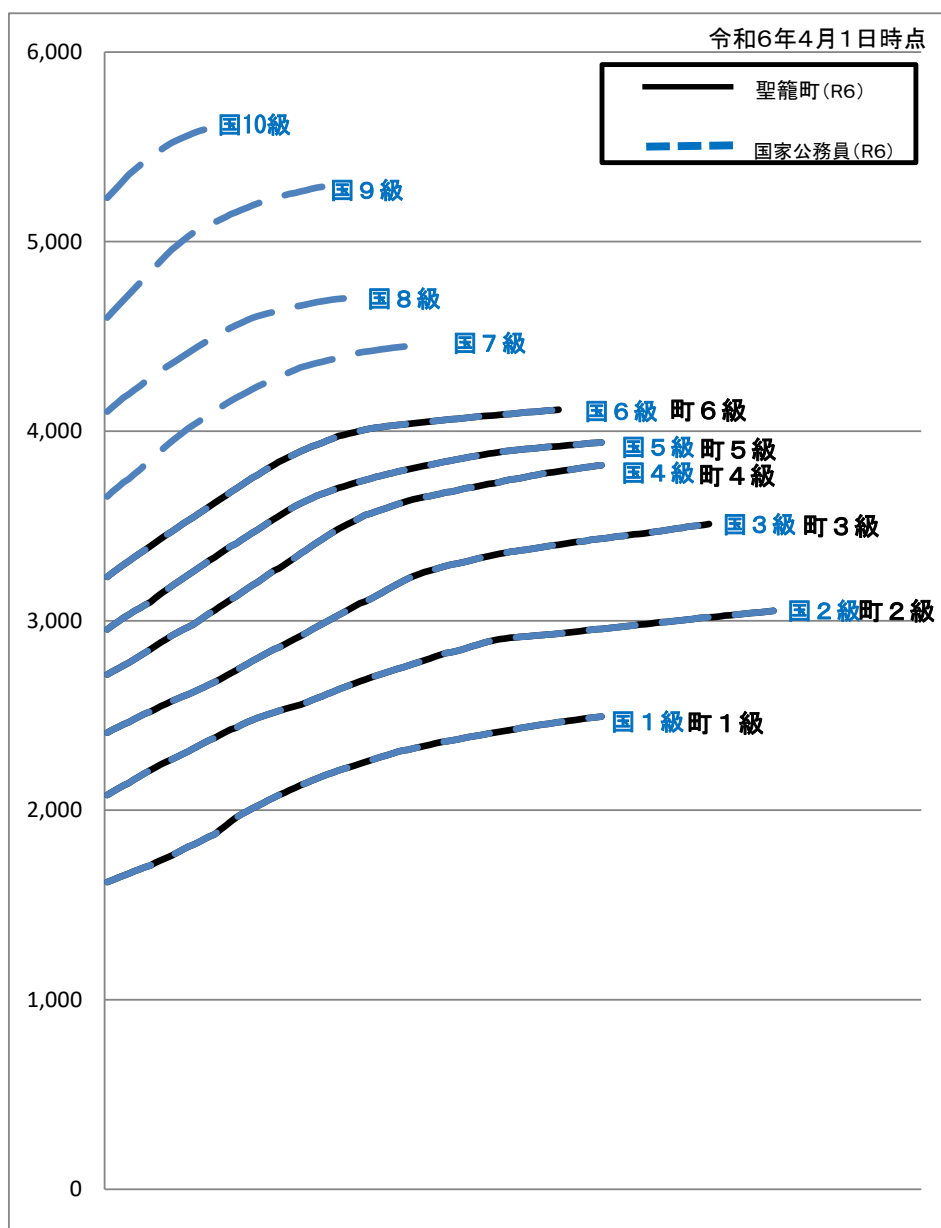
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	13 人	11.9 %	162,100 円	249,400 円
2級	主事	30 人	27.5 %	208,000 円	305,200 円
3級	主任	12 人	11.0 %	240,900 円	351,000 円
4級	係長、主幹	16 人	14.7 %	271,600 円	382,000 円
5級	課長補佐、副参事	21 人	19.3 %	295,400 円	394,000 円
6級	課長、参事	17 人	15.6 %	323,100 円	411,300 円

- (注) 1 聖籠町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（聖籠町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

聖籠町	新潟県	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,412 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,628 千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.35) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.0) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.35) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.0) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算(5～15%)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算(5～20%)、管理職加算(15～25%)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算(5～20%)、管理職加算(10～25%)

(注) () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(聖籠町)

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

聖籠町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～20%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)	
1人当たり平均支給額	8,255	千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支 給 実 績（令和5年度決算）		53 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		4,791 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		6.5 %	
手 当 の 種 類（手 当 数）		8	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税滞納処分手当	税務職員、町民課職員	滞納処分等の業務	1日につき350円
税徴収手当	税務職員、町民課職員	税の徴収業務	1日につき350円
防疫等作業手当	保健衛生職員	感染症患者の防疫業務等	1日につき290円
除雪作業手当	ふるさと整備課職員	時間外での除雪業務	4時間未満500円、4時間以上1,000円
野犬捕獲等作業手当	生活環境課職員	野犬の捕獲業務	1件につき300円
用地交渉手当	ふるさと整備課職員	用地交渉に係る交渉業務	1日につき650円
行旅病人等収容手当	保健衛生職員	行旅病人等の救護等	行旅病人290円、行旅死亡人1,000円
死体検案手当	診療所医師	死体検案業務	1件につき1万円

(4) 時間外勤務手当

支 給 実 績（令和5年度決算）	35,383 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	239 千円
支 給 実 績（令和4年度決算）	35,373 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	276 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(5) その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し扶養人数に応じた額を支給	同じ		15,064 千円	200,849 円
住居手当	借家等の場合は家賃に応じて月額27,000円を限度に支給	異なる	国は月額28,000円を限度に支給	7,869 千円	262,297 円
通勤手当	2km以上の距離を自動車等で通勤する職員に対し通勤距離に応じた額を支給	同じ		8,700 千円	64,928 円
管理職手当	課長、室長、事務局長、園長、館長に月額41,000円、参事に24,900円、医師に195,700円支給	同じ		12,696 千円	604,571 円
初任給調整手当	欠員補充に困難な医師に対し月額414,800円支給	同じ		4,987 千円	4,987,200 円
地域手当	医師に対し給料・管理職手当・扶養手当の16%支給	同じ		1,541 千円	1,541,184 円
単身赴任手当	異動により住居を異動し扶養者等と別居する職員に支給	同じ		- 千円	- 円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から午前5時まで勤務する職員に対し1時間給与単価の0.25を支給	同じ		- 千円	- 円
管理職特別勤務手当	管理職が緊急等の業務のため週休日に勤務する場合、課長級で1回につき10,000円、6時間を超える場合は15,000円	同じ		118 千円	29,500 円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給 料 報 酬	町 長	814,000 円	(参考)類似団体における最高／最低額				
		(円)	846,000 円／	556,500 円			
	副 町 長	653,000 円					
		(円)	676,000 円／	514,400 円			
	議 長	311,000 円					
		(円)	412,000 円／	247,000 円			
	副 議 長	254,000 円					
		(円)	330,000 円／	193,000 円			
期 末 手 当	議 員	230,000 円					
		(円)	310,000 円／	175,000 円			
	町 長	(令和5年度支給割合)					
		副 町 長	3.45	月分			
退 職 手 当	議 長	(令和5年度支給割合)					
		副 議 長	3.45	月分			
	議 員						
		備 考					
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)		(支給時期)		
		814,000円×在職月数×0.44	17,191,680円	任期毎			
	副 町 長	653,000円×在職月数×0.26	8,149,440円	任期毎			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
- 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

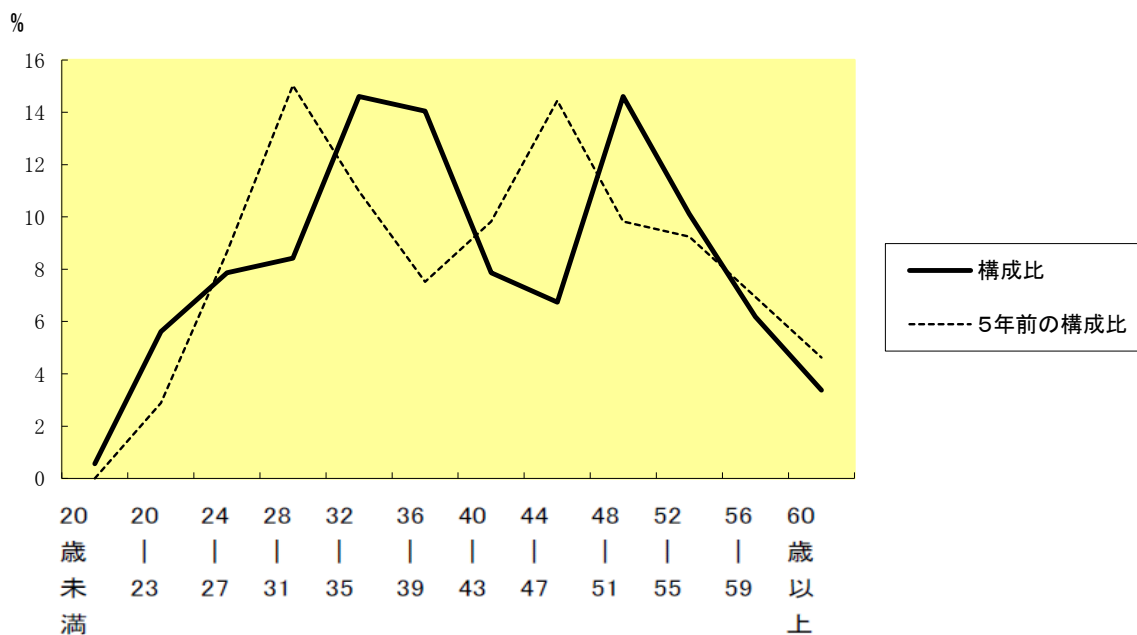
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和5年	令和6年		
普通会計部門	議 会	3	3	0	
	総 務 企 画	36	36	0	
	税 務	8	8	0	
	民 生	19	18	▲ 1	業務執行体制の見直し
	衛 生	12	12	0	
	農 林 水 産	9	9	0	
	商 工	3	3	0	
	土 木	12	13	1	技術職員の体制強化
	計	102	102	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 72.60 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 91.15 人)
	教育部門	62	56	▲ 6	業務執行体制の見直し及び幼稚園関連職員の退職者不補充
	消防部門	-	-	-	
公営企業等	小 計	164	158	▲ 6	<参考> 人口1万人当たり職員数 112.46 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 109.90 人)
	上下水道事業	6	8	2	技術職員の体制強化
	その他	13	12	▲ 1	業務執行体制の見直し
合 計		183	178	▲ 5	<参考> 人口1万人当たり職員数 126.70 人
		[200]	[200]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	1人	10人	14人	15人	26人	25人	14人	12人	26人	18人	11人	6人	178人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政	95	95	96	98	102	102	7	7.4
教育	61	61	57	59	62	56	▲ 5	▲ 8.2%
消防	0	0	0	0	0	0	0	-
普通会計計	156	156	153	157	164	158	2	1.3
公営企業等会計計	17	17	17	17	19	20	3	17.6
総合計	173	173	170	174	183	178	5	2.9

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 5年度	千円 284,995	千円 19,624	千円 29,740	% 10.4	% 9.3

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費はない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり	(参考)全国町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
令和 5年度	人 3	千円 12,663	千円 2,078	千円 6,177	千円 20,918	千円 6,973	千円 6,118

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び
定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
聖 籠 町	40.4 歳	347,300 円	543,982 円
団 体 平 均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

聖籠町(水道事業)				聖籠町(一般行政職)			
1人当たり平均支給額(令和5年度)				1人当たり平均支給額(令和5年度)			
1,733 千円				1,412 千円			
(令和5年度支給割合)				(令和5年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.45 月分		2.05 月分		2.45 月分		2.05 月分	
(1.35) 月分		(1.0) 月分		(1.35) 月分		(1.0) 月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
役職加算(5～15%)				役職加算(5～15%)			

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

聖籠町(水道事業)			聖籠町(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.7090 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～20%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～20%)	
	自己都合	勸奨・定年			
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	8,255 千円	

（注） 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	1,155 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	385 千円
支給実績（令和4年度決算）	1,163 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	388 千円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

エ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し扶養人数に応じた額を支給	同じ		260 千円	129,750 円
住居手当	借家等の場合は家賃に応じて月額27,000円を限度に支給	同じ		276 千円	276,000 円
通勤手当	2km以上の距離を自動車等で通勤する職員に対し通勤距離に応じた額を支給	同じ		155 千円	154,800 円
管理職手当	課長に月額41,000円支給	同じ		492 千円	492,000 円
単身赴任手当	異動により住居を異動し扶養者等と別居する職員に支給	同じ		— 千円	— 円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から午前5時まで勤務する職員に対し1時間給与単価の0.25を支給	同じ		— 千円	— 円
管理職特別勤務手当	管理職が緊急等の業務のため週休日に勤務する場合、課長級で1回につき10,000円、6時間を超える場合は15,000円	同じ		— 千円	— 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 5年度	千円 648,827	千円 51,339	千円 18,215	% 2.8	% 2.9

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費はない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 全国町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5年度	人 3	千円 10,281	千円 1,199	千円 3,555	千円 15,035	千円 5,012	千円 6,023

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び
定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
聖 籠 町	41.9 歳	342,450 円	429,368 円
団 体 平 均	44.5 歳	334,536 円	501,579 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

聖籠町(下水道事業)				聖籠町(一般行政職)			
1人当たり平均支給額(令和5年度)				1人当たり平均支給額(令和5年度)			
1,651 千円				1,412 千円			
(令和5年度支給割合)				(令和5年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.45 月分		2.05 月分		2.45 月分		2.05 月分	
(1.35) 月分		(1.0) 月分		(1.35) 月分		(1.0) 月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
役職加算(5～15%)				役職加算(5～15%)			

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

聖籠町(下水道事業)			聖籠町(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～20%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～20%)	
	自己都合	勸奨・定年		自己都合	勸奨・定年
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	8,255	千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	579 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	193 千円
支給実績（令和4年度決算）	1,088 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	363 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

エ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し扶養人数に応じた額を支給	同じ		798 千円	399,000 円
住居手当	借家等の場合は家賃に応じて月額27,000円を限度に支給	同じ		— 千円	— 円
通勤手当	2km以上の距離を自動車等で通勤する職員に対し通勤距離に応じた額を支給	同じ		25 千円	25,200 円
管理職手当	課長、室長、事務局長、園長、館長に月額41,000円、参事に24,900円、医師に195,700円支給	同じ		— 千円	— 円
単身赴任手当	異動により住居を異動し扶養者等と別居する職員に支給	同じ		— 千円	— 円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から午前5時まで勤務する職員に対し1時間給与単価の0.25を支給	同じ		— 千円	— 円
管理職特別勤務手当	管理職が緊急等の業務のため週休日に勤務する場合、課長級で1回につき10,000円、6時間を超える場合は15,000円	同じ		— 千円	— 円